

消毒貨物の積み替え陸路輸送取締実施要領（昭和61年1月30日付け61農蚕第473号農蚕園芸局長通達）

下線部は改正箇所

改 正 後	現 行
第1 （略） （適用除外） 第2 （略） 2 （略） 3 木材こん包材(植物をこん包した状態で輸送されるものを除く。） <u>を消毒するために、陸路輸送する場合は、この要領の規定にかかわらず、「輸入木材こん包材取扱要領」（平成 年 月 日付け消安第 号消費・安全局長通知）の規定によるものとする。</u> 第3～第8 （略）	第1 （略） （適用除外） 第2 （略） 2 （略） （新設） 第3～第8 （略）